

令和 7 年 7 月 23 日
文 京 区

職員の懲戒処分について

文京区は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、懲戒処分公表基準に基づき公表します。

記

- 1 発生年月日
令和 6 年 2 月から令和 7 年 3 月まで

- 2 被処分者及び処分内容

被処分者	職種及び職層	所属部名	年齢	処分内容
A	事務・主事	福祉部（※）	32 歳	停職 1 月

※ 被処分者 A の「1 発生年月日」における所属部名は、企画政策部である。

(管理監督者)

被処分者	職種及び職層	所属部名	年齢	処分内容
B	事務・副参事	企画政策部	53 歳	訓告
C	事務・参事	企画政策部	56 歳	訓告

- 3 事件概要

被処分者 A は、企画政策部在籍時において、複数の上司の印鑑を無断で偽造等し、令和 6 年 2 月から令和 7 年 3 月までの期間で流用申請書等の文書を計 131 件作成した。

また、上司への虚偽報告や組織的な意思決定を経ない文書を外部機関へ提出した。

さらに、本件に関する聞き取りにおいて、被処分者 A は、当初一部の事実のみを認めるにとどまり、事実確認を困難にし、対応を遅らせた。

被処分者 A が行った行為は、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号（法令違反）、第 2 号（職務上の義務違反等）及び第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当するため、被処分者 A に対して懲戒処分を行った。

- 4 処分年月日
令和 7 年 7 月 23 日